平成２４年（フ）第２５８号
川崎市幸区南加瀬５丁目23番32号　ヴェルデハイム202、前住所川崎市高津区蟹ケ谷330番地１　ダイアパレス日吉ヶ丘801
債務者　並木　義宣
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
川崎市幸区小倉５丁目33番２号　ヤマコハウス１―203
債務者　加瀬五十六
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
川崎市多摩区東三田３丁目３番２号　豊島コーポ101
債務者　石井　　直
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
静岡県浜松市南区楊子町257番地　コーポラスアローマ102
債務者　毛利とよみ
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
静岡県浜松市東区天王町1338番地の１　ハイツ三共ⅡＣ－１
債務者　天野カズオこと　アマノ　カズオ
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
長崎県西海市大島町1316番地４
債務者　牧野　雄二
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第７号
大分県豊後大野市緒方町柚木538番地
債務者　廣岡　雅晴
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前11時
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第３５７号
東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目17番１―206号吉祥寺マンション
債務者　山口　勝巳
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５９４号
東京都小平市大沼町１丁目128番地の１都営大沼町１丁目アパート４―202号
債務者　加藤　幸恵
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９３号
沖縄県宜野湾市我如古３―12―17　シティーライツ403、住民票上の住所沖縄県豊見城市我那覇519番地１
債務者　齋藤　亮一（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１１２号
沖縄県宜野湾市宜野湾２丁目８番36―301号共誠工業マンション
債務者　宮城　良光
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５９１号
東京都狛江市東和泉１丁目３番11号若葉荘208
債務者　高坂　明典
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２０号
釧路市芦野２丁目４番４号　ハイツアシノ201号
債務者　松葉　琢磨
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１３１号
愛知県豊橋市曙町字若松37番地　ラ・フィーネ曙Ｄ―102、住民票上の住所愛知県豊橋市曙町字若松37番地　Ｄ―102
債務者　橋本　直美
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部